

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

交 規 第 7 7 号
令 和 7 年 5 月 2 3 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用について

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用については、「保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用について」（令和3年2月26日付け交規第690号）により運用してきたところであるが、保管場所標章を廃止すること等を内容とする自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号。以下「改正法」という。）が本年4月1日から施行されたことに伴い、その運用を下記のとおりとすることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達によらない様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、本通達による改正後の様式によるものとみなし、旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以下この通達において、「法」とは改正法による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）を、「令」とは自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第337号）による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）を、「規則」とは自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第17号）による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）をいう。

記

第1 基本方針

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（法第8条から第10条まで及び第13条第2項の規定による措置等をいう。以下同じ。）の運用に当たっては、次に掲げる地域及び自動車を重点的な対象とすること。

1 重点とする地域

道路上に駐車している自動車の存在により、道路上における危険が生じ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている地域を重点とすること。

具体的には、

- ・ 違法駐車車両を直接、間接の原因とする交通事故が多発しているような地域

- ・ 違法駐車車両の存在が緊急自動車等の通行を妨げ、付近の住民に不安を与えた事案等が生じているような地域
 - ・ 居住者の世帯数に見合った規模の駐車場が確保されていないため違法駐車車両がまん延している団地等の周辺の地域
- 等が考えられる。

なお、重点とする地域の選定に当たっては、住民の要望を尊重し、住民の共感を得るよう配慮すること。

2 重点とする自動車

自動車については、危険性、迷惑性、悪質性等の高いものを重点とすること。

具体的には、

- ・ 幅員の狭い道路、歩道上、道路の曲がり角等に駐車して、人や他の自動車等の通行の妨害となっている自動車
 - ・ トラック、ダンプカー等の車体の大きい自動車
 - ・ 暴力団、暴走族等の保有する自動車のように、自主的に当該自動車の保管場所を確保するよう促すことが困難と認められる自動車
- 等が考えられる。

第2 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

1 適用規定

自家用自動車（法第13条第2項の運送事業用自動車（以下「運送事業用自動車」という。）以外の自動車をいう。以下同じ。）で、使用の本拠の位置が法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域（以下「適用地域」という。）に在るものにあつては、法第8条から第10条までの規定による措置を一連のものとして適用すること。

2 通知

(1) 警察官等の認知

警察官が、道路上の場所に駐車している自動車について、次に掲げる場合を法第8条の規定による通知の手續の対象として認知すること。

- ・ 保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所と異なる地域の道路上の場所において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）となるような行為が認められる場合
- ・ 運輸支局等を表示する番号標の番号の文字が他の地域を管轄する運輸支局等のものである場合に、保管場所としての道路の使用の禁止等違反となるような行為が認められるとき。
- ・ 同一の場所又は区域において、放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2の4第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定の対象となる行為をいう。）となるような行為が繰り返し認められる場合

(2) 警察署長による照会等

警察署長は、警察官の認知に係る事案について、当該事案に係る自動車の保有者に対し、保管場所の確保状況を照会するとともに、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明の申請、保管場所に係る届出等各種手續を履行するよう指導すること。

(3) 警察署長の通知

警察署長は、(2)の照会に対し回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車について、法第8条の規定による通知の要件である「自動車について、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたとき」に該当するものとして、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、その旨通知するものとする。

3 自動車の運行供用の制限

(1) 処分の対象

法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行おうとする自動車の所有者及び当該自動車については、法の平成2年法律第74号による改正法附則第2条第3項の規定による経過措置による法第9条第1項の規定の適用の有無を確認した上、処分の要件である「道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないとき」、すなわち、具体的には、

- ・ 保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所を現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合
- ・ 保管場所として確保している場所が令第1条で定める要件を備えていない場合

に該当するかどうかを審査して適用すること。

(2) 処分を行う場所

原則として、自動車の所有者に、当該自動車を道路上の場所以外の場所に移動させ、その場所で所有者に対して、直接、処分を行うこと。

(3) 文書の交付等

法第9条第2項の規定による文書の交付及び標章（以下「運行禁止標章」という。）のはり付けは、処分を行う日時、場所において行うこと。

(4) 公安委員会の確認等

法第9条第4項の規定による公安委員会の確認の方法については、具体的には次のとおりとすること。

- ・ 自動車の所有者が、保管場所証明書の交付を受け、又は保管場所に係る届出を行った上で、法第9条第3項の申告を行う場合は、申請又は届出書類により確認すること。
- ・ それ以外の場合は、保管場所である駐車場の賃貸借契約書等保管場所を確保していることを疎明する書面の提示により確認すること。
- ・ いずれの場合も、確認できたと認められない場合は、保管場所の確保状況に関し所有者に対する質問、現地調査等を行うこと。

(5) 運行禁止標章の取り除き等

当該申告に係る保管場所の位置に当該自動車の保管場所が確保されていることを確認した公安委員会は、速やかに、当該自動車の所有者に対し、文書で確認した旨を通知し、かつ、はり付けられた運行禁止標章を取り除くこと。

なお、取り除いた運行禁止標章の取扱いには注意し、公安委員会において確実に処分すること。

4 聴聞等

(1) 聴聞の事前手続

ア 聴聞の通知

(ア) 通知の方法

聴聞の通知は、青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年12月青森県公安委員会規則第9号）第8条の規定による別記様式第6号の聴聞通知書（以下「聴聞通知書」という。）により、被処分者に確実に通知すること。

聴聞通知書を郵送する場合は、配達証明郵便によるものとする。

(イ) 聴聞通知書の宛先

聴聞通知書の宛先は、原則として、被処分者の住居地（自動車の保有者が法人である場合にあっては、当該法人の所在地）とすること。

(ウ) 通知しなければならない事項

聴聞通知書の様式にしたがって必要な項目事項を記入すること。

a 聴聞の件名

b 予定される不利益処分の内容

c 根拠となる法令の条項

d 不利益処分の原因となる事実

「自動車の保管場所が確保されていると認められない」具体的な事実を記載することとし、例えば、

- ・ 保管場所証明書に係る保管場所を確保せず、道路上の場所を保管場所としている。
- ・ 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置の間の距離が2キロメートルを超えている。

等とすること。

e 聴聞の期日

聴聞の期日については、開始時間も明記すること。

f 聴聞の場所

g 聴聞に関する事務を所掌する組織

所在地欄には、被処分者の便宜のため、電話番号も記入すること。

h 聴聞の主宰者

i 聴聞の公開の有無

イ 聴聞の公示

原則としてインターネットを利用する方法により行うものとし、聴聞の期日及び場所のみを公示すること。

(2) 聴聞を行わない場合

ア 被処分者が出頭しない「正当な理由」

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項に規定する「正当な理由」とは、被処分者が聴聞に欠席してもやむを得ないと社会通念上認められる場合であるが、具体的には、

- ・ 病気
- ・ 医師が急患の治療に当たる場合等の緊急の業務
- ・ 留置、服役等

- ・ 交通機関のスト
- ・ 天変地異

等が考えられる。

なお、具体的な「正当な理由」の事実認定については、慎重に行うこと。

イ 被処分者の「所在不明」

所在不明の認定に当たっては、通常尽くすべき手段を尽くす等した上で慎重に行うことが必要であるが、「通常尽くすべき手段」とは、具体的には、

- ・ 住所地の所在調査
- ・ 住民登録及び本籍照会による確認
- ・ 勤務先等への照会

等をいう。

なお、聴聞を行わずに命令する場合に備えて、被処分者の所在発見のために講じた手段の内容、日時、結果等について記録しておくこと。

ウ 被処分者の所在判明の場合の措置

所在不明のため聴聞の通知をすることができなかった場合で、処分決定前に所在が判明した場合は、直ちに、聴聞の通知を行い、通常の聴聞手続きによる処理を行うこと。

第3 適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置

1 適用規定

運送事業用自動車で、使用の本拠の位置が適用地域に在るものにあつては、法第8条及び第13条第2項の規定による措置を一連のものとして適用すること。

2 通知

第2の2(1)は、運送事業用自動車について準用することとし、当該警察官の認知に係る事案に係る運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当するものとして、全て公安委員会に対し、通知すること。

3 監督行政庁に対する通知

運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、公安委員会は、法第8条の規定による通知を受理した場合は、法第13条第2項の規定により、当該運送事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する、運送事業を監督する行政庁である地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「監督行政庁」という。）に対し、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所を通じて、その旨を通知するものとする。

第4 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域に在る自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知した場合には、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導すること。

なお、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知した場合には、公安委員会に対し、その旨を上申すること。この場合において、第3の3の手続を準用する。

第5 報告又は資料の提出の活用

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用に当たって、第2の

2(2)の照会に対する回答、第2の3(4)の確認等の場合で、保管場所の確保状況に関し疑義があるときは、適宜、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めること。

報告又は資料の提出を求める書面としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 自動車の所有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面
例) 住民票の写し
印鑑証明書
電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等
- ・ 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面
例) 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等
- ・ 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在図
- ・ 当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図（保管場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を明記すること。）

第6 運用上の留意事項

1 自動車の区分、適用地域及び保有時期

保管場所を確保していない自動車の所有者に対する措置については、自家用自動車と運送事業用自動車の区分、適用地域及び保有時期により各規定の適用の仕方が異なるので、その適用に当たっては、十分留意して行うこと。

2 事務処理要領等

保管場所を確保していない自動車の所有者に対する措置の事務処理要領については、別添のとおりとする。

3 警察庁との連絡

交通規制課は、保管場所を確保していない自動車の所有者に対する措置の運用について、警察庁交通局交通規制課と十分に連携すること。

担当 交通規制課 規制第二係

別 添

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、警察署長及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第8条から第10条まで及び第13条第2項の規定による措置等をいう。以下同じ。）に関する標準的な事務処理手続について定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この定義において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 警察本部 警視庁、道府県警察本部及び方面本部をいう。

イ 運送事業用自動車 法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。

ウ 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。

エ 適用地域 法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

3 公安委員会の権限の代行処理

この要領において、公安委員会の権限については、次のとおり代行処理するものとする。

(1) 交通規制課長が代行するもの

ア 法第8条の規定による通知の受理

イ 法第10条第2項の規定による聴聞の通知及び公示

ウ 法第13条第2項の規定による通知

(2) 警察署長が代行処理するもの

ア 法第9条第2項の規定による文書の交付及び標章のはり付け

イ 法第9条第3項の規定による申告の受理

ウ 法第9条第4項の規定による確認

エ 法第9条第5項の規定による確認の通知及び標章の取り除き

第2 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

1 通知

(1) 通知事案の認知等

警察官は、法第8条の規定による通知の手続の対象に該当する自動車を認知したときは、速やかに当該自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るかどうかなど必要な事項を調査の上、別記様式第1号の通知事案報告書を作成するとともに当該事案に係る現認報告書、保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。）に係る交通切符（以下「保管場所法切符」という。）、放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2の4第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定の対象となる行為をいう。）に係る交通反則切符（以下「交通反則切符」という。）又は交通切符（以

下「交通切符」という。) その他捜査書類等を添付して、警察署長に対し報告するものとする。

(2) 通知事案報告書の審査等

警察署長は、通知事案の報告を受けたときは、

- ・ 当該事案が通知事案に該当するかどうか
- ・ 事実の認定についての誤り又は通知事案報告書の記載内容に不備がないかどうか

を審査し、所要の整備をするものとする。

(3) 保管場所の確保状況の照会等

警察署長は、通知事案に該当する事案については、通知事案報告書に基づき別記様式第2号の自動車保管場所確保状況照会書を作成し当該照会書に係る自動車の所有者に対し、当該照会書を交付して、保管場所の確保状況を照会するとともに、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明保管場所に係る届出等の手続を履行するよう指導するものとする。

この場合において、当該証明書を交付したときから15日以内に、当該自動車の所有者に対し、保管場所の確保状況について別記様式第3号の自動車保管場所確保状況回答書により、回答を求めるものとする。

(4) 通知

ア 通知の方法

警察署長は、おおむね15日以内に自動車保管場所確保状況回答書による回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車については、別記様式第4号の通知書を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し通知するものとする。

イ 添付書類

通知書に添付する書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

- ・ 自動車保管場所確保状況回答書の写し
- ・ 現認報告書の写し
- ・ 保管場所法切符2枚目(交通事件原票)の写し
- ・ 交通反則切符2枚目(交通事件原票)又は交通切符2枚目(交通事件原票)の写し
- ・ その他通知事案の事実の証明に必要な資料

ウ 通知の方法の特例

当該警察署長の属する公安委員会と自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が異なる場合は、当該警察署長は、当該警察署長の属する公安委員会を通じて通知するものとする。

2 自動車の運行供用の制限

(1) 審査

交通規制課長は、公安委員会が警察署長から通知を受理したときは、当該通知に係る事案について、

- ・ 自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るかどうか

- ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）附則第2条第3項の規定により、法第9条の規定が適用できる自動車及び当該自動車の所有者であるかどうか

を確認の上、同条第1項の規定による自動車の運行供用の制限の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

(2) 処分事案の移送

交通規制課長は、審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行う事案（以下「処分事案」という。）に該当するもので、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、別記様式第5号の自動車運行供用制限事案移送通知書を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。この場合において、1(4)イの手續を準用する。

(3) 聴聞

ア 聴聞の通知

処分事案に該当する自動車の所有者に対する聴聞の通知は、青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年12月青森県公安委員会規則第9号。以下「聴聞規則」という。）第8条の規定による別記様式第6号の聴聞通知書（以下「聴聞通知書」という。）により行うものとする。

なお、聴聞通知書を郵送する場合には、配達証明郵便によるものとする。

イ 聴聞の公示

聴聞を行う場合の公示は、規則第7条の規定により、別記様式第6号の公示を、原則としてインターネットを利用して行うものとする。

ウ 聴聞の主宰

聴聞は、公安委員会の指名する公安委員又は警察本部長が指名する警察職員（以降「聴聞官」という。）が主宰するものとする。ただし、次に掲げる事案については、公安委員会の指名する公安委員が行うものとする。

- ・ 処分の理由の認定等に関し重大な争点のある処分事案
- ・ その他聴聞官が聴聞を主宰することが適当でないと認められる事案

エ 聴聞の出席者

聴聞の主宰者は、次に掲げる者の出席を求めて行うものとする。

- ・ 聴聞の当事者又はその代理人
- ・ 当該処分事案に関する事務を取り扱う警察官

オ 聴聞の進行

(ア) 聴聞の方法

聴聞は、口頭によって、次の事項について行うものとする。

- ・ 処分の理由
- ・ その他処分決定上の参考事項

(イ) 聴聞の当事者の意見の陳述等

- ・ 聴聞の当事者又はその代理人は、必要な質問を發し、意見を述べ、又は証拠を提出することができる。

カ 聴聞調書の作成

聴聞の主宰者は、聴聞規則第17条の規定による別記様式第13号の聴聞調書を

作成しなければならない。

キ 聴聞の終結

聴聞の主宰者は、次に掲げるときに聴聞を終結することができる。

- ・ 聴聞の当事者又はその代理人による意見の陳述等が十分行われたと認められるとき。
- ・ 聴聞進行中に、聴聞の当事者が自動車の保管場所を確保する等の理由により、処分の理由がなくなつたと認められるとき。
- ・ その他聴聞の主宰者が聴聞を終結することが適当と認められるとき。

ク 聴聞報告書の作成

聴聞の主宰者は、聴聞終結後速やかに、聴聞規則第18条の規定による別記様式第14号の聴聞報告書を作成し、聴聞調書とともに公安委員会に提出しなければならない。

「意見」欄については、聴聞の主宰者は、客観的な証拠の有無、当事者等の主張に関する心証等に基づいて、公正・中立的な立場から、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載すること。

ケ 聴聞調書等の閲覧

聴聞調書等の閲覧の期限については、当事者等の事後救済に関する訴えの利益が排除されない限り、原則として随時これを可能としておくことが適当と解されている。

コ 聴聞の再開

聴聞が再開される場合としては、聴聞終結後かつ不利益処分を行うまでの間に、不利益処分の原因となる事実の範囲内で当該事実関係の判断を左右しうる新たな証拠書類等を公安委員会が得た場合等と解されている。

(4) 処分の決定

公安委員会は、聴聞を終結する場合（行政手続法第23条の規定により聴聞を終結する場合を含む。）において、処分を行うかどうかを決定するものとする。

(5) 処分の執行等

ア 自動車運行供用制限書等の作成

公安委員会が処分を行うことを決定した事案については、交通規制課長は別記様式第7号の自動車運行供用制限書及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第5条の規定による別記様式第3号の標章（以下「運行禁止標章」という。）を作成するものとする。

イ 自動車運行供用制限書等の送付

交通規制課長は、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し、自動車運行供用制限書及び運行禁止標章を送付するものとする。

ウ 処分の執行

自動車運行供用制限書及び運行禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに、当該処分に係る自動車の保有者に対し、自動車運行供用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に運行禁止標章をはり付けるものとする。

エ 処分の通知の際の留意事項

当該処分に係る自動車の保有者に対し処分の通知をする場合は、自動車運行供用制限書を交付するに当たって、同時に、当該処分理由を書面で示さなければならない。また、この時、処分の解除のための手続について告知するものとする。

オ 処分執行結果の報告

警察署長は、処分を執行したときは、別記様式第8号の自動車運行供用制限処分執行報告書に処分の執行の日時、場所、自動車運行供用制限書の交付者の氏名等を記入の上、交通規制課長に送付するものとする。

(6) 処分の解除

ア 保管場所確保の申告

処分に係る自動車の保有者の規則第6条の規定による別記様式第4号の自動車保管場所確保申告書による保管場所の確保の申告は、処分を執行した警察署長が受理するものとする。

なお、処分に係る自動車の保有者が、保管場所を確保した後、保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出を行った場合において、申請又は届出に係る警察署長は、自動車保管場所確保申告書の提出を受け、処分を執行した警察署長に転送することとしても差し支えない。この場合において、申請又は届出に係る警察署長の属する公安委員会と処分を執行した警察署長の属する公安委員会が異なるときは、それぞれの公安委員会を通じて転送するものとする。

イ 確認

保管場所確保の申告を受理した警察署長は、速やかに、保管場所の確保状況を確認するものとする。

ウ 確認通知書の作成等

保管場所が確保されていることを確認した警察署長は、別記様式第9号の確認通知書を作成の上、処分に係る自動車の保有者に対し、速やかに、当該確認通知書を交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。

エ 手続終了の報告

確認通知書を交付し、運行禁止標章を取り除いた警察署長は、公安委員会に対し、別記様式第10号の手続終了報告書を作成して、当該報告書により報告するものとする。

(7) 処分の執行及び解除の依頼等

ア 処分の執行等の依頼

公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域に変更された場合は、原則として、変更後の公安委員会に対し、処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における(6)の処分の解除のための各手続を行うことについて、依頼するものとする。この場合において別記様式第11号の自動車運行供用制限処分執行等依頼書を作成の上、自動車運行供用制限書、運行禁止標章その他関係書類を添付して、依頼するものとする。

イ 処分執行結果の連絡

処分執行等の依頼を受けた公安委員会においては、速やかに、処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行等の依頼をした公安委員会に対し

自動車運行供用制限処分執行報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

ウ 処分の解除等

処分の執行等の依頼を受けた公安委員会において、自動車の保有者の保管場所の確保を確認したときは、処分の執行等の依頼をした公安委員会から確認通知書の送付を受け、(6)の処分の解除のための各手続を行うものとし、警察署長から手続終了の報告を受けたときは、処分の執行等を依頼した公安委員会に対し、手続終了報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

第3 適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置

1 通知等

(1) 通知事案の認知及び報告等

運送事業用自動車について、警察官が法第8条の規定による通知の手続の対象とするものと認知したときは、第2の1(1)及び(2)の手続を準用する。

(2) 通知

警察署長は、通知事案に該当する事案については、別記様式第4号の通知書を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に通知するものとする。この場合において、第2の1(4)イ及びウの手続を準用する。

2 監督行政庁に対する通知

(1) 運送事業用自動車通知

交通規制課長は、公安委員会が警察署長から1(2)の通知を受理したときは、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、1(2)の通知に係る事案について、別記様式第12号の運送事業用自動車通知書を作成して、運送事業を監督する行政庁（以下「監督行政庁」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

(2) 運送事業用自動車通知事案の移送

交通規制課長は、公安委員会が警察署長から1(2)の通知を受理した場合に、当該通知に係る事案のうち、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、別記様式第13号の運送事業用自動車通知事案移送書を作成し、関係書類等を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

第4 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域に在る自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当するものと認知した場合には、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導するものとする。

なお、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、別記様式第14号の運送事業用自動車通知事案上申書を作成して、公安委員会に対し、その旨を上申するものとする。この場合において、公安委員会は、第3の2の手続を行うものとする。

第5 報告又は資料の提出

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用に当たって、第2の1(3)の回答、第2の2(6)イの確認等の場合で、保管場所の確保状況に関し、疑義が

あるときは、適宜、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めること。

年 月 日

警察署長 殿

階級等
氏名

通 知 事 案 報 告 書

下記の自動車について、保管場所を確保していないおそれがあるものと認められるので、報告する。

自 動 車 の 区 分		☐ 自家用自動車 ☐ 運送事業用自動車
自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていない おそれがあるものと認められる理由		
添 付 書 類		☐ 現認報告書 ☐ 保管場所法切符 ☐ 交通反則切符 ☐ 交通切符 ☐ その他 ()

第 号
年 月 日

殿

警察署長 印

自動車保管場所確保状況照会書

あなたが保有している下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められるので、保管場所の有無について回答してください。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていない おそれがあるものと認められ る理由		

備考1 保管場所の有無については、同封の自動車保管場所確保状況回答書により回答してください。

なお、回答書は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。

2 15日以内に回答がない場合は、自動車の運行が制限される場合があります。

連絡先

〒 ()

警察署 課 係
電話

		年 月 日
警察署長 殿		
住所 〒 ()		
電話		
氏名		
自動車保管場所確保状況回答書		
照会のあった自動車については、下記のとおりであるので回答します。		
自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
(回答欄) 下欄だけ記入してください。		
保 管 場 所 の 位 置		
保 管 場 所 の 所 有 者	住 所	〒 () 電話
	氏 名	
保 管 場 所 確 保 の 日		年 月 日
備 考		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長

通 知 書

下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第 8 条の規定により、通知する。

自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	〒 () 電 話
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添 付 書 類		☐ 自動車保管場所確保状況回答書 ☐ 現認報告書 ☐ 保管場所法切符 ☐ 交通反則切符 ☐ 交通切符 ☐ その他 ()

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

自動車運行供用制限事案移送通知書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、
自動車運行供用制限事案を移送する。

自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	〒 () 電 話
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添 付 書 類		☐ 自動車保管場所確保状況回答書 ☐ 現認報告書 ☐ 保管場所法切符 ☐ 交通反則切符 ☐ 交通切符 ☐ その他 ()
備 考		

別記様式第 6 号

公安委員会告示第 号

自動車の保管場所の確保等に関する法律第 9 条第 1 項の規定による命令に関し、
同法第10条第 1 項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行う。

年 月 日

公安委員会 印

1 聴聞の期日

年 月 日 午前 時 分開始
午後

2 聴聞の場所

電話

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

自動車運行供用制限書

命 令 の 年 月 日		年 月 日
自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	
	氏 名	
命 令 の 理 由		

裏面の注意事項をよく読んでください。

注 意 事 項

備考1 運行供用が制限された自動車については、公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。

運行した場合は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。

2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。

3 運行供用制限命令に不服がある場合は、裁判所に対して、訴訟を提起することができます。

4 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

〒（ ）

電話

（内 ）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長

自動車運行供用制限処分執行報告書

下記の自動車について、下記のとおり、運行供用制限処分を執行をしたので、報告する。

自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	
	氏 名	
処 分 を 執 行 し た 日 時		年 月 日 時 分
処 分 を 執 行 し た 場 所		
処 分 執 行 者 の 氏 名		

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

確認通知書

下記の自動車については、下記の位置に保管場所が確保されたことを確認したので、通知する。

自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	
	氏 名	
確 保 し た 保 管 場 所 の 位 置		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長

手続終了報告書

下記の自動車については、保管場所が確保されたので、確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行ったことを報告する。

自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	
	氏 名	
確 保 し た 保 管 場 所 の 位 置		
確 認 通 知 書 の 交 付 及 び 運 行 禁 止 標 章 の 取 り 除 き を 行 っ た 日 時		年 月 日 時 分
確 認 通 知 書 の 交 付 及 び 運 行 禁 止 標 章 の 取 り 除 き を 行 っ た 者		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に変更されたので、運行供用制限処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための手続を行うことについて依頼する。

自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	
	氏 名	
命 令 の 理 由		
備 考		

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

運送事業用自動車通知書

下記の自動車の所有者である運送事業者は、保管場所を確保していないおそれがあると認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により、通知する。

自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
運 送 事 業 者	所 在 地	
	名 称	
保管場所を確保していない おそれがあると認めた理由		
添 付 書 類		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

運送事業用自動車通知事案移送書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、
運送事業用自動車通知事案を移送する。

自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添 付 書 類		
備 考		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長

運送事業用自動車通知事案上申書

下記の自動車については、保管場所を確保していないおそれがあるものと認めたので、上申する。

自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添 付 書 類		
備 考		